

曾於市における軽度者に係る福祉用具の例外給付にかかる確認手続きについて

1. はじめに

要介護1及び要支援1・2の者(以下軽度者という)に係る福祉用具の取り扱いについて、その状態像からは利用が想定されにくい「対象外種目」については、原則として保険給付対象外です。

ただし、種目ごと必要性が認められる一定の状態にある方については、保険給付の対象として福祉用具の貸与が可能となります。軽度者に係る福祉用具の取扱いについては、あくまでも例外的措置であるという原則のもとに、以下の手順により利用者の状態像および当該福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づき給付を行う必要があります。

2. 対象者

要支援1・要支援2および要介護1の被保険者(ただし、自動排泄処理装置については要介護2及び要介護3を含む)

3. 対象外種目

- ア 車いす及び車いす付属品
- イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器
- エ 認知症老人徘徊感知機器
- オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- カ 自動排泄処理装置

4. 例外給付の対象となる要件

(1) 基本調査の結果が該当する場合(基本調査の結果で判断)

直近の認定調査結果を用い、「表1 利用者等告示第三十一号のイで定める状態像」が確認できる場合、必要性について適切なケアマネジメントによるサービス担当者会議等を通じて、介護支援専門員等が判断します。

(2) 基本調査の結果項目がない場合(ケアマネジメントで判断)

「表1 利用者等告示第三十一号のイで定める状態像」の注1『「ア 車いす及び車いす付属品(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「オ 移動用リフト(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者』については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、介護支援専門員等が判断することとなります。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととします。

※電動車いすについては、「電動車いす利用必要性の状況調査(様式第3号)」を判断材料とする。

※「軽度者に対する福祉用具貸与の利用の報告書」(様式第2号)を様式に記入されている添付書類と一緒に、利用開始1か月以内に提出してください。

(3) 基本調査の結果では例外給付の対象とならない場合

先の①②にかかわらず、「表2 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合には、曾於市へ

例外給付確認申請の手続き(以下の流れ)が必要です。

①被保険者の状態確認

介護支援専門員等は、主治医意見書等を参考にし、被保険者の状態が「表2 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」に該当する可能性があるかどうか確認します。

②医師への照会

医学的な所見については次のいずれかにより確認します。

ア:主治医意見書による確認

イ:医師の診断書等による確認

ウ:介護支援専門員等が主治医から聴取して確認(疾病名を含む医学的な所見,身体状態を確認i)~iii)のどの状態像に該当するかについて医師の明確な判断を得ることが必要です。)

③サービス担当者会議の開催と記録

先に医師の医学的所見の確認を行い、その状態像に該当するとの医学的所見が示された場合、介護支援専門員等はサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具を貸与することが特に必要であるかどうかを判断し、例外給付の対象とすべき判断内容等について、サービス担当者会議録等に記載してください。

④申請書類の提出

ア:軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認申請書(医学的所見に基づく)

イ:添付書類

・医師の医学的確認書類(主治医意見書,診断書等(サービス担当者に対する紹介等)・主治医からの聴取

・居宅(介護予防)サービス計画書(写)

・サービス担当者会議の記録(写)

ウ:留意事項

申請は、原則、利用開始概ね1週間程度前まで、給付対象は例外給付確認申請書類の受理日以降の利用開始日(予定)です。

(5)利用決定通知

確認申請書類を確認し、判定結果を担当介護支援専門員等に通知します。

(6)必要性の検証

福祉用具貸与後、介護支援専門員等はモニタリング、ケアプランの目標達成状況の評価を行い、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催する等の手段によって、当該福祉用具の必要性を検証し、その結果を記録してください。(通常の福祉用具貸与と同様)

5. 留意事項

①あくまで例外的措置のため、本人や家族の希望のみで判断するのではなく、主治医からの情報及びサービス担当者会議等により、被保険者の身体の状態を勘案して貸与の必要性を判断してください。

②転落防止などの危険防止や腰痛の悪化などの苦痛軽減等の予防的理由だけでは、保険給付として適切なケアマネジメントにより判断されていると確認できませんので、医学的所見による医師の判断を確認してください。また、事故等による骨折等、一時的な状態悪化に関しても例外給付の判断基準となる状態像には該当しませんのでご注意ください。